(仮称)山口市まちづくり基本条例構成案

目 的

第1条 この条例は、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、 市民と行政の役割を明らかにし、ともに考え協力し、行動することにより、個性豊かで活力のある自立した 地域社会の実現を図ることを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)協働 様々な主体が相手の特性を理解し尊重して、対等な立場で、共通の目的に向かって責任と役割 分担を明確にし、共に汗を流して取り組むことをいう

- (2)地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その創意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まりのことをいう
- (3)市民活動 営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう
- (4)【その他規定が必要と思われるもの】市民、まちづくり、市、事業者、市民参画

基本理念

第3条 市民は、自らの意思によって主体的にまちづくりに参加、参画するよう努めるものとする。 2 市民と市は、補完性の原則に基づき、それぞれの果たすべき責任と役割を理解し、対等な立場で 交流・連携し、協働してまちづくりを推進する。

3 市民と市は、まちづくりに関する互いの情報を共有する。

ゲ 住民自治や活力ある地域社会を実現していく(目的)うえで大前提となる市民の権利や役割

市民の権利、役割

(市民の権利)

第4条 市民は、地域の活動に参加、参画する 権利を有する

2 市民は、市政に意見提言する権利を有する 3 市民は、まちづくりに参画するため、市の 保有する情報の提供を受ける権利と、情報を 知る権利を有する (市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体であることを 認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努 める

新たな公共空間の形成

協働

住民自治を実現する具体的な仕組み、制度

市民参画

1 協働の推進

(協働のまちづくり)

第6条 市民等と市は、それぞれの 特性を理解し、相互に尊重、補完し 合いながら、協働によるまちづくり を積極的に推進するよう努める

(人づくり)

第7条 市は、まちづくりを支える 人材を支援、担い手を育成する ②市民等と市は、市民の主体性や自 立性を育む環境を整備する

(協働の環境づくり)

第8条 市民等と市は、協働を推進するため、必要な環境の整備に努める

②市は、協働を推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施する

(事業者、教育機関の協力)

第9条 事業者や教育機関は、地域 社会の一員として、協働によるまち づくりに参加、協力する 2 地域コミュニティ活動

第10条 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くし、地域課題の解決に向け計画的に取組む

② 地域コミュニティは、様々な団体 と交流・連携し、まちづくりを推進する

(地域コミュニティ活動の推進)

(地域コミュニティの役割)

第11条 市民は、協働により地域活動に主体的に参加するよう努める ② 市民は、地域コミュニティの役割

② 市民は、地域コミュニティの役割 を認識し、そのコミュニティを守り育 |てる

(地域コミュニティへの支援)

第12条 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、地域コミュニティに対して情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をすることができる

3 市民活動

(市民活動団体の役割) 第13条 市民活動団体は、その活動 の社会的意義を自覚し、自らの持つ専 門能力を活かしてまちづくりに貢献 ②市民活動団体は、情報提供を行い、 活動の輪を広げるとともに、活動内容 が市民に理解されるよう努める

(市民活動の推進)

第14条 市民は、市民活動への理解を深め、自発的にその活動に参加するよう努める

(市民活動団体への支援)

第15条 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民活動団体に対して必要な支援をすることができる

(参画機会の保障)

第16条 市民は、市の基本的な計画の 形成過程に参画することができる ②市は、参画機会を保障し、その機会を 確保に努める

開かれた市政

市政への市民参加

(市政運営)

第17条 市は、市民参画を基本とした市政運営を行わなければならない

(パブリック・コメント)

第18条 市は、総合計画などの市の基本的な計画等を策定するときは、事前に案を公表し、市民に意見等を求める②市は、その意見等に対する考え方を公表する

(附属機関等の委員)

第19条 市は、審議会等を選任すると きは、公募により選考するよう努める ②構成員は、男女比率等を考慮し、幅広 い人材を登用する

↑ 市民参画と協働を推進 し、住民自治を実現する ↑ 上での市の責務

市の責務

(行財政運営)

第20条 市は、計画的・効率的な健全財政運営をする ②投資効果をわかりやすく 市民に公表する

③行政運営が円滑にできる よう職員を適材適所に配置 (市職員の育成、意識改革)

第21条 市は、職員の能力 向上のため研修を実施 ②職員は、能力向上のため の自己研鑽

(説明責任)

第22条 市は、総合計画の 推進内容を公表 ②市は、市民の意見・要望 等に応答 (情報の整備、公開、提供)

第23条 市は、まちづくり情報を適正に収集管理し、公表する

②【方法、範囲を規定】

(個人情報の保護)

| 第24条 市は、権利侵害 | がないよう個人情報を保護

条例の進行管理、 施策の評価、調査、 審議を行う組織 評価・推進機関

(所掌事務)

第26条 【所掌事務を規定】 **(組織)** 第27条

【委員構成、任期等を 規定】

条例の位置づけ及び見直し

(条例の位置づけ)

第28条

【名称を規定】

(委員会)

第25条

【まちづくりの基本原則】

(条例の見直し)

第29条

______ 【条例は必要に応じ、見直し】

委任

(委任) 第30条

【規則委任】

議会の 役割

住民投票